

事業主様

全国土木建築国民健康保険組合
(公印省略)

令和6年度課税分に係る所得課税情報の取得について

本組合の事業運営につきましては、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本組合におきましては、個人番号(マイナンバー)(以下「マイナンバー」といいます。)を利用した情報連携により取得した所得課税情報に基づき、被保険者の保険医療機関等の窓口における自己負担限度額や70歳以上の被保険者の一部負担金割合等(以下「自己負担限度額等」といいます。)の判定に関する事務処理を行っています。

つきましては、令和6年8月以降適用される自己負担限度額等を判定するため、下記のとおり令和6年度課税分に係る所得課税情報を取得するほか、各種証の交付等を行うこととしていますのでご案内申し上げます。

記

1 所得課税情報の取得について

(1) マイナンバーを利用した情報連携により国の機関から所得課税情報を取得し、自己負担限度額等を判定するとともに、オンライン資格確認等システム(※)に登録します。(実施時期:令和6年6月下旬)

保険医療機関等では、同システムに登録された自己負担限度額等に基づき一部負担金を計算します。

※医療機関がオンライン(WEB)で被保険者資格情報を確認できるシステム

(2) 所得課税情報が取得できなかった世帯につきましては、別途お知らせいたします。

2 各種証の交付について

(1) 高齢受給者証につきましては、次表の区分により作成のうえ、事業主様へ送付いたします。

	作成条件	発送日	発送元
①	令和6年7月5日(金曜)までに一部負担金割合が確定した者	7月19日 (金曜)	委託業者
②	令和6年7月8日(月曜)以降に一部負担金割合が確定した者	7月19日 (金曜)以降	全国土木

(2) 限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証につきましては、次表のとおりです。

	発送先	発送時期	発送元
限度額適用認定証 (※)	組合員が希望した住所	7月下旬	全 国 土 木 審査第一課・第二課
特定疾病療養受療証	事業主		

※令和6年度分の限度額適用認定申請を行った方が限度額適用認定証の発行対象者となります。

3 留意事項

- (1) 自己負担限度額等が判定できていない世帯において、高額療養費・療養見舞金の支給等があるときは、別途、所得課税証明書等の提出を依頼します。
- (2) 被保険者が所得税の修正申告を行った場合は、組合あて申し出てください。修正申告後の所得課税情報を取得のうえ、自己負担限度額等を再判定いたします。
- (3) 入院時食事療養費等の標準負担額減額認定における長期該当認定（12月以内の入院日数が90日超）については、組合への認定申請が必要です。

【連絡先】

問合せ内容	管轄部署	電話番号
所得課税情報の取得に関する事	適用管理課	03-5210-4380
高齢受給者証に関する事	適用第一課・適用第二課・適用第三課	03-5210-4383
限度額適用認定証・特定疾病療養受療証に関する事	審査第一課・審査第二課	03-5210-4384